

「第10期京都市民長寿すこやかプラン」策定に向けて

1 第10期プランの位置付け

(1) 京都基本構想及び新京都戦略と京都市民長寿すこやかプランとの関係

2025年に策定した「京都基本構想」は、2050年の未来を見据え、「こういうまちであり続けたい」という京都の理想を描くものです。「京都基本構想」の理念を反映・具現化するのが、京都市民長寿すこやかプラン等の各分野別計画であり、その分野別計画を横断するアクションプランが「新京都戦略」であるため、これらに掲げている理念や考え方を踏まえて、第10期京都市民長寿すこやかプランを策定する必要があります。

「京都基本構想」では、京都市民が目指すまちの将来像の1つとして、互いに支え、支えられる関係の中で、誰ひとり取り残されることなく、自分らしく、安心して暮らすことができるまちにしていくことを掲げ、その実現に向け、多様な主体とともに「居場所」と「出番」を創り出し、まちづくりの基盤を築いていくこととされています。

また、「新京都戦略」においては、目指すべきまちの姿として、すべての人に「居場所」と「出番」がある「突き抜ける世界都市 京都」の実現に向け、居場所と出番により、つながり、支え合う「包摂性が高く誰もが生き生きと活躍できるまち」の構築を目指し、一人ひとりが尊重され、誰一人取り残されない共生社会の推進に取り組むことを掲げています。

(2) 第10期プラン策定に当たっての考え方

介護保険制度は、2000年の創設から四半世紀を経過し、その間、「施設中心」から「在宅・地域生活中心」へ、また「要介護状態になってから」ではなく「予防」を重視する方向へと変化してきました。この間に、地域包括ケアシステムの深化・推進によって、住み慣れた地域生活の継続や介護予防に重点を置いて進めるとともに、介護施設の基盤整備についても、整備促進に取り組んできた結果、地域での暮らしが困難になった際も施設入所がしやすくなるなど、充実してきたところであり、介護の社会化は着実に進んできています。

一方で、今後は、健康寿命を延伸するための自立支援・重度化防止に資する介護予防ケアマネジメントの推進、高齢者の日常の困りごとに対応する住民主体の地域の支え合い活動の推進、ますます増加する単身高齢者や認知症高齢者に対する支援、介護サービスの提供体制を確保するための介護の担い

手確保・定着などの取組が、一層、重要になると考えています。

第10期プランにおいては、前述の課題に対して、京都基本構想及び新京都戦略を踏まえ、2040年を見据えつつも、計画期間となる2027～2029年度の3年間のうちに取り組むべきことを明記したプランとしたいと考えています。

また、第9期プランから、一体的に策定している「認知症施策推進計画」及び「成年後見制度利用促進計画」について、第10期プランにおいても、引き続き一体的に策定します。

2 主な議論の視点（別紙1）

第9期プランで掲げた4つの重点取組や、社会情勢や方向性等を踏まえ、第10期プランでは以下の3点が議論すべきポイントになると考えられます。

＜第10期プランの3つのポイント＞

1：地域で支え合う地域共生のまちづくりの推進

（キーワード：地域における支え合い、ケアラー支援、認知症施策、権利擁護、孤独死対策）

2：住み慣れた地域で暮らし続けるための介護サービス等の充実と住まい環境の確保

（キーワード：高齢者施設の修繕等、要支援者等の自立支援・重度化防止、医療・介護連携、高齢者の住まい）

3：介護等の担い手の確保・定着及び育成をはじめとする介護サービス等を持続していくための取組の推進

（キーワード：介護の仕事の魅力向上等、担い手の確保・定着等、介護現場の負担軽減）

3 ワーキンググループの再編（別紙2）

2のポイントに沿った御意見等を伺うため、次のとおり各ワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置します。

（1）常任WG

現在、常任WGである「高齢者保健福祉計画WG」と「介護保険事業計画WG」の2つを、「地域共生推進WG」（ポイント1について議論）、「介護・施設サービス等向上WG」（ポイント2について議論）、「担い手確保推進WG」（ポイント3について議論）に変更し、委員の皆様はいずれかのWGに所属していただきます。

(2) 特別WGの発展的解消

現在、特別WGの1つとして設置している「在宅医療・介護連携WG」については、平成26年の介護保険法改正により在宅医療・介護連携推進事業が地域支援事業に位置づけられたことを踏まえ、平成27年4月に設置し、これまで在宅医療・介護連携事業の在り方や課題への対応策等について議論を重ねていただいた結果、「在宅医療・介護連携支援センター」の全市展開やセンターの安定的な運営などの成果を得ることができました。このため、当該WGは発展的に解消し、在宅医療・介護連携に関する議論は、今後「介護・施設サービス等向上WG」において取り扱うこととします。

4 今後のスケジュール（予定）

開催時期		協議事項等
第3回 協議会 (今回)	令和8年3月	<ul style="list-style-type: none"> ・第10期プラン策定に向けての方向性 ・第10期プラン策定のスケジュール ・すこやかアンケート等結果報告 等
第1回 各WG	令和8年4月	(個別テーマに基づいて議論)
第2回 各WG	令和8年5月	(個別テーマに基づいて議論)
第1回 協議会	令和8年6月	<ul style="list-style-type: none"> ・各WGでの進捗報告 ・第9期プランの進捗状況
第3回 各WG	令和8年7月	(個別テーマに基づいて議論)
第4回 各WG	令和8年8月	(個別テーマに基づいて議論)
第2回 協議会	令和8年10月	・中間報告（パブリックコメント案の提示）
—	令和8年11月	・京都市会でのプラン案の説明
—	令和8年11月～12月	・パブリックコメントの実施

第5回 各WG	令和9年1月	・最終案の提示
第3回 協議会	令和9年2月	・第10期プラン最終案の審議
—	令和9年3月	・第10期プラン策定

(参考) 関係団体からの要望・提案・聴取事項一覧
参考資料のとおり

現プラン
(2024～2026)



次期プラン（案）
(2027～2029)

現プランの重点取組

【重点取組1】健康寿命の延伸に向けた健康づくり・介護予防の推進

- ・健康づくり・介護予防の取組の推進
- ・就労支援と社会参加の推進

【重点取組2】地域で支え合う地域共生のまちづくりの推進

- ・地域での支援ネットワークの強化
- ・地域で支え合う体制の構築と意識の共有
- ・認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくり

【重点取組3】住み慣れた地域で暮らし続けるための介護サービス等の充実と住まい環境の確保

- ・介護サービスの充実
- ・医療と介護の連携強化
- ・安心して暮らせる住まい環境づくりの推進

【重点取組4】介護等の担い手の確保・定着及び育成をはじめとする介護サービス等を持続していくための取組の推進

- ・介護の担い手の確保・定着及び育成
- ・介護保険事業の円滑な運営・介護サービスの質的向上

取り組むべき主な事項

- 慢性的な介護の担い手不足
- 健康寿命の延伸
- 一人暮らし高齢者の増加
- 認知症高齢者の増加
- 高齢者の権利擁護
- 新たな社会的課題への対応（ケアラー支援）

次期プランでの議論すべきポイント

【1】地域で支え合う地域共生のまちづくりの推進

- 地域における支え合い体制の構築
- ケアラー支援
- 認知症の理解促進、社会参加促進、早期対応
- 総合的な権利擁護
- 孤独死対策

【2】住み慣れた地域で暮らし続けるための介護サービス等の充実と住まい環境の確保

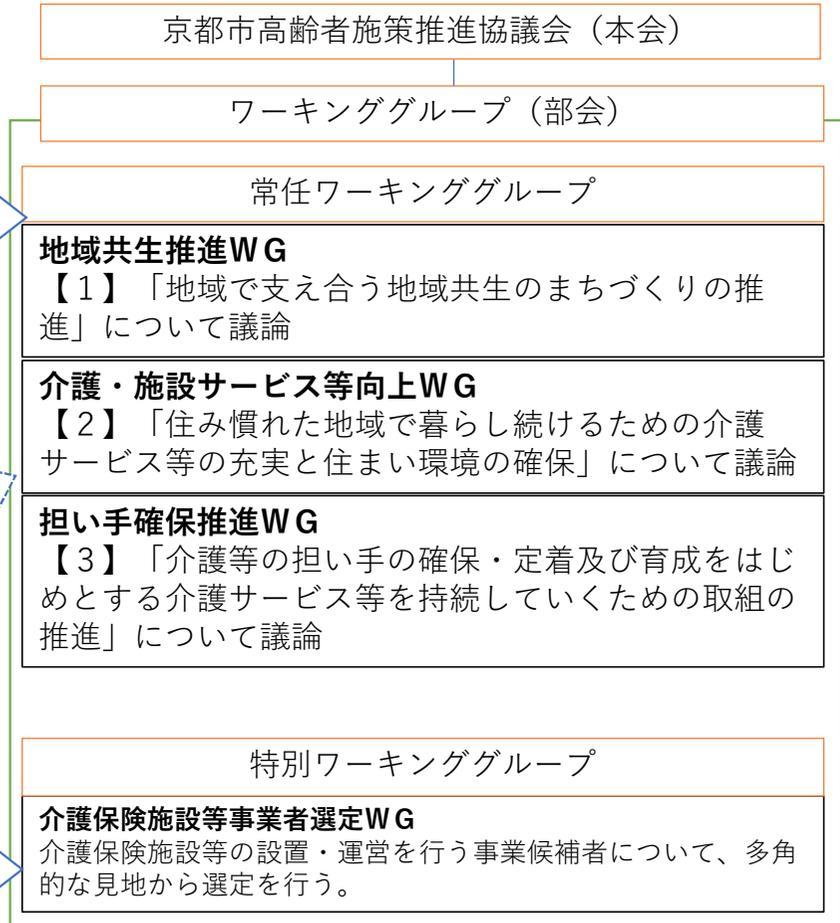
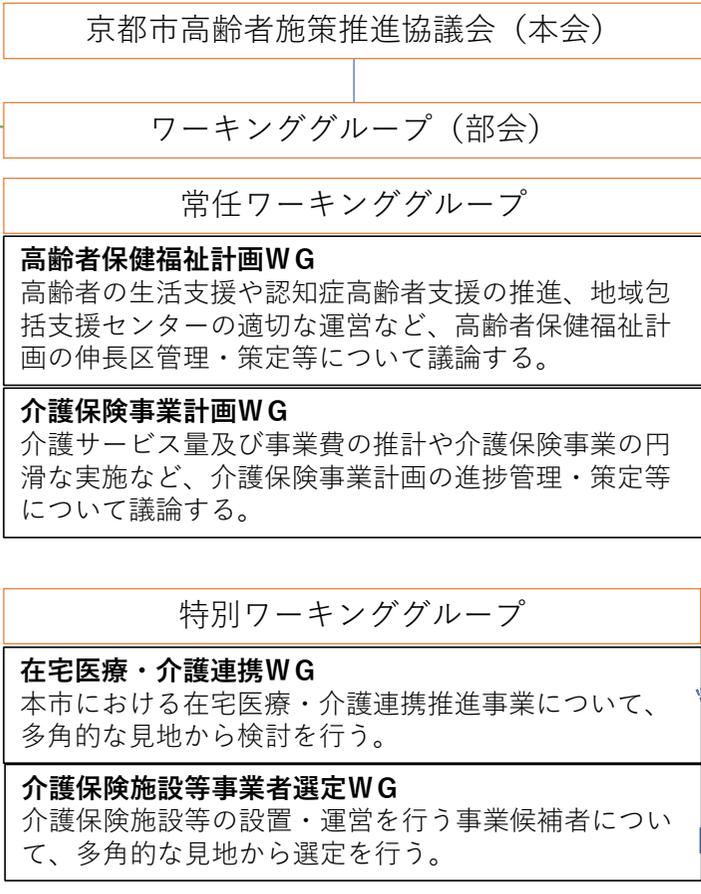
- 高齢者施設の修繕等、高齢者の住まい
- 要支援者等の自立支援・重度化防止
- 医療・介護連携
- 高齢者の住まい

【3】介護等の担い手の確保・定着及び育成をはじめとする介護サービス等を持続していくための取組の推進

- 介護のしごとの魅力発信・社会的評価の向上
- 介護の担い手の確保・定着・裾野拡大
- 介護現場のケアの効率化・負担軽減

現行

2026年度～



【3つの常任WGを設置】
3つのポイントに沿った議論のため、3つのWGを設置。

【在宅医療・介護連携WGの発展的解消】
今後、介護・施設サービス等向上WGにおいて議論していくため。

継続

関係団体からの要望・提案・聴取事項一覧

参考資料

テーマ	要望・提案・聴取内容
1 総合事業	<p>○スタッフのやりがいや責任感、利用者の気兼ねの軽減等の観点から、スタッフに一定程度の報酬を支払える程度の利用料を徴収しているが、事務局の運営経費等までは賄えない。利用調整に係る電話代や、ボランティア保険料などへの補助があればありがたい。</p> <p>○移動支援を行う団体では、自動車保険料や車両リース費等、他の生活援助と比べて多額の経費がかかる。</p> <p>○補助金が出るからといって活動内容に制約が出たり、逆に新たな活動の拡大や展開を求められても、対応できない。使いやすい補助金にしてほしい。また、手続は簡素であればありがたい。</p> <p>○支給期間を区切らず長く補助してもらえるとありがたい。一方、立ち上げには別途充実した資金が必要。地域のために何かしたいと考えている方は実は多い。そういう方が一歩踏み出せるような、背中を押す支援がほしい。</p> <p>○広報には費用がかかるし、SNS等も難しい。地域にこういう団体があるということを京都市で周知してもらえるとありがたい。</p> <p>○居場所に通うことをきっかけに生活援助の担い手になった方もいるし、居場所で困りごとを聞いて生活援助に繋がることもある。まず居場所があることはとても重要。</p>
2 地域での支え合い	<p>○地域支え合い活動創出コーディネーターは、高齢者が住み慣れた地域で暮らしを継続できるよう生活支援サービスの創出や居場所づくりの支援を行うとともに担い手の養成も行っているが、区役所、支所単位に1名の配置であり、マンパワーが足りていない。第2層へのコーディネーター配置など体制を強化してほしい。</p> <p>○地域支え合い活動創出コーディネーターが活動しやすくなるよう運用面の改善を引き続き検討してほしい。</p>
3 医療・介護連携	<p>○人材不足の状況の中、今ある資源を活用しながら、効率・効果的に連携し、連携の質を上げていくことが重要となってくる。</p> <p>○ICTの活用が課題。京あんしんネット(MCS)の導入にも予算が必要であり、行政から支援してほしい。</p> <p>○在宅医療・介護連携支援センターの周知も必要。</p> <p>○在宅療養体制についての市民周知が必要。</p> <p>○在宅生活を支えていくために、医療・介護の連携だけでなく、地域の福祉の担い手等他の関係機関とも協力を広げていくことが重要となってくるのではないかな。</p>

4	担い手確保	<p>① 担い手確保研究会を活用した積極的な協議と意見交換による効果的な事業展開・予算化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 担い手確保研究会(市老協・密着協・老健協・介護ケア推進課)では、令和6年度は業務切り分けに係るノウハウや課題抽出などの伴走支援を中心に、令和7年度はその他幅広く意見交換。 ○ 継続して来てもらえるボランティアの確保は大変。施設におけるスケッターを活用した有償ボランティアの受入促進は、業務の切り出しなど、施設としては業務を整理するノウハウが得られ、人材の定着にもつながると思う。 ○ 担い手確保に当たっては、特に新卒の方は、地域福祉に興味がある者が多い。複数の施設が連携を図り、介護という分野を中心としながらもケアラーも含めた「地域福祉」という大きな視点で担い手確保をとらえていく必要がある。 ○ シニア層の採用後は、個々の習熟度に合わせた丁寧な伴走支援に3か月ほど要する場合もある。今後は、これまでの豊富な知見を早期に実業務で発揮していただくための、よりスムーズな定着支援のあり方を検討する必要がある。 ○ 日本人だけでは必要となる介護職員数を確保することは難しい。優秀な外国人介護職員が、長く介護の現場に従事いただけるよう支援が必要。また、外国人未受入施設に対しては、既受入施設のノウハウや好事例の共有などが大事。 ○ 人材確保のため職員宿舎を確保することも大切であり、京都市内以外からも担い手を呼び込むという点からは、人口戦略にもつながる。外国人介護職員にとっても、仕送りしている職員が多く、宿舎設置は有効。 ○ 職員の確保に関しては、住宅の確保支援は必要。若い方だけではなく、中途採用を希望する者にとっても有利に働く。 ○ 訪問介護はトレーニングに時間を要する。ヘルパーの年齢層も高い方が多く、外国人人材の派遣も考えていかなければならないだろう。 ○ 若い職員はサポートが必要である。OJTだけではなく、メンターも配置してサポートしている。(OJTとは別に先輩の採用チーム職員が必要に応じてフォロー) ○ 外国人介護職員については、採用後の業務外の日常生活のサポートも重要である。施設長やチームリーダー、OJT職員などが業務外の支援を行っているケースもある。 ○ 介護を知ってもらう取組については、小・中学校へのスタッフの派遣や職場体験を行っている。自治会からお祭りのボランティアの要請があれば参加するなど、自治会とも関係を深めている。 ○ 地域交流イベントの実施に当たっては、時間と労力がかかる。介護の仕事をやりつつ企画をすることは大変だが、魅力発信の観点では続けることに意味があり、続けていかないといけないと考えている。 ○ 学校を通じて施設において実施するイベントを周知してもらえると参加者も安心感ができ、子供だけでなくその親も来てくれる。概ね中学校区程度などエリアを決めて、教育委員会を巻き込んで取り組むことが大事。 <p>② 高校、大学との連携やインターンシップ等の実施に係る支援</p> <p>③ 訪問介護従事者の確保のための積極的な支援</p> <p>④ 介護支援専門員、相談員などの処遇改善に向けた処遇改善加算等の創設に係る国への要望</p> <p>⑤ 居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等を処遇改善加算の対象事業所とするよう国への要望</p> <p>⑥ 介護支援専門員更新研修の簡素化を国に要望するとともに、受講費用への助成支援</p> <p>⑦ 入門的研修及び支え合い型ヘルプサービス従事者養成研修の継続と充実</p> <p>⑧ 外国人介護人材に係る日本語研修の継続・充実及び介護福祉士取得支援の拡充、並びに外国人介護職員をサポートする職員の育成研修会の開催</p> <p>⑨ 外国人介護人材の導入に係る各種情報提供及び相談支援体制の構築</p> <p>⑩ 新規雇用職員の住宅確保に向けた市営住宅の活用</p> <p>⑪ ロボットやICTを導入する経費への補助とアドバイザー等による導入支援</p> <p>⑫ 介護の日記念事業への主体的な取組みと相当の経費負担</p> <p>⑬ 教育委員会と連携した小中学生対象の福祉読本の作成</p> <p>⑭ 中学校家庭科授業へのハートメッセンジャーの派遣に係る支援の継続・拡充</p> <p>⑮ 地域包括支援センターの運営に係る支援(人材確保、欠員等による委託料返還の見直し、主任介護支援専門員の資格要件の緩和)</p>
---	-------	--

5 認知症支援	<p>○認知症地域支援推進員等の体制強化が必要である。</p> <p>○身近な地域で認知症カフェ、就労的活動等社会参加の場があることが重要。設置支援、助成制度が必要である。</p> <p>○常設型認知症カフェを設置してほしい。</p> <p>○企業に対して理解や協力を求めていくことが必要ではないか。</p> <p>○初期の段階で発見し、関わり、いかに支援につなげていくかが大事。</p> <p>○若年性認知症の人の就労に向けた支援を充実してほしい。</p> <p>○本人支援とともに家族支援も重要。</p>
6 権利擁護推進	<p>○社会福祉法や民法の改正(令和8年4月法案国会提出予定)に伴い、身寄りのない高齢者等の問題が地域課題に位置付けられる。成年後見制度の見直しなど、今後の制度の大枠が固まるとして、それをどのように運用していくか、それぞれが主体となってどういったことに取り組むべきか、積極的な議論が必要。</p> <p>【提案等】</p> <p>○身寄りのない高齢者等の支援に当たり、コーディネート機能を持つ権利擁護支援推進センターの設置が法制化される。自治体に体制整備が求められるが、どういった対象者に、どういった支援をしていくか、現実的に何ができるかの整理が必要。</p> <p>○身寄りのない高齢者等を支援する第二種社会福祉事業が創設されることへの期待はあるが、その一方で、安心して紹介できるかは疑問。第二種社会福祉事業の実施主体に対しての自治体の監督機能の充実など、利用者も支援者も安心して利用できるようになることが望ましい。他都市が実施している自治体独自の優良事業者認証制度があってもいいのではないか。</p> <p>○新たな制度や成年後見制度の改正に伴い、支援の在り方、意思決定支援の必要性など、しっかりとした周知が求められる。現行の成年後見制度の理解なども十分とは言えないため、市民や支援関係者に対しての周知が必要ではないか。</p> <p>○市民後見人の関わり方が変わるのか。制度の動向を踏まえつつ、新たな役割などの検討は必要ではないか。</p> <p>○個別支援において形成されるチームの役割が、どんな制度利用が望ましいか、本人の意思確認を行いながら支援するが、本人の意思により、新たな制度や補助制度の利用に至らない場合もある。地域資源・社会資源の把握も必要ではないか。</p> <p>【その他】</p> <p>○終われる成年後見制度への不安はある。終結後の安定した生活が見込めない場合に安易に終結することは想定されないが、終結に向けた支援が新たに必要となるし、実際に終わった後の支援がどうなるかは懸念。</p> <p>○成年後見制度の運用が柔軟になることは望ましいが、制度利用に当たり、本人の意思が前提となることは望ましい。一方で、支援者側からすると、どこまで尊重すればいいのか、という悩みが生じる。</p> <p>○第三者による金融機関の取引において、窓口で対応に苦慮する場合がある。金融機関は一例だが、身寄りにない高齢者等の支援に関係する支援機関との幅広い意見交換が必要。</p>
7 地域包括支援	<p>○地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの中核機関として、多様化・重層化する高齢者ニーズに対し、介護・医療・福祉・保健など多岐にわたる相談対応と支援を続けているが、現場では、相談機関としての期待も多く、業務負担は増大しており、深刻な人材不足をはじめとする課題も顕著で事業運営に支障を来している。現場で活躍する地域包括支援センター及び職員が安心して業務に専念し、高齢者とその家族等の生活が向上できるよう取り組んでほしい。</p> <p>○地域包括支援センターの職員の処遇改善のために、委託料の見直しを行ってほしい。</p> <p>○日常生活圏域について、高齢者人口・世帯数等に応じた見直しに向け、検討の場を設けてほしい。</p> <p>○人材の確保が困難になっている。現行の配置基準である三職種(主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師等)以外の専門職、例えば理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の配置が可能となるような検討をしてほしい。</p> <p>○事務職員の配置を明確化し、業務負担軽減を図る検討をしてほしい。</p> <p>○地域の実情に応じたセンター運営が行えるように、柔軟な財政支援について継続的な検討をしてほしい。</p>

8 訪問介護	<p>○訪問介護のイメージが悪く、3K(汚い、臭い、きつい)職場と思われており、なかなか応募がないので、イメージの改善に向けて取り組んでほしい。</p> <p>○報酬改定の影響は大きく、京都市独自の downstairs 策(補助金)を考えてほしい。</p> <p>○求人活動に苦戦している訪問介護事業所では、高齢ヘルパーが多くを占めており、現状のままでは持続的なサービス提供が難しい状況にあると聞いている。この担い手不足が進めば、将来的には在宅での生活支援体制が維持できなくなり、サービス自体が崩壊するのではないかと懸念を持っている。</p> <p>※一方で、若年層世代の採用が継続的に行っている訪問介護事業所もあった。</p> <p>そのような事業所は、通常の求人や人材紹介会社等の活用といった採用ルートだけでなく、リファラル(社員が友人や知人を会社に紹介)による採用に力を入れているほか、職員が事業所の魅力(働きやすさ、明るく楽しい職場)をアピールするための動画を自主製作しユーチューブで発信するなど、広報活動にも積極的であった。</p> <p>また、知人の紹介や魅力発信といった人材確保に向けた取組みを職員が自発的に行っている事業所は、採用後間もない職員へのフォローや、悩みを一人で抱え込まないようなアフターケアの充実を図る等、職場の風通しが良い印象を受けた。</p>
--------	--